

## 第50回日独スポーツ少年団同時交流実施要項

本交流は、日独両国のスポーツ少年団の青少年および指導者の相互交流により友好と親善を深め、国際的能力を高めると共に、両国の青少年スポーツの発展に寄与することを目的に、2021年に調印した「日独スポーツ少年団国際交流協定書」にもとづき、次のとおり実施するものである。

## 1. 主催

公益財団法人日本スポーツ協会 日本スポーツ少年団  
道府県体育・スポーツ協会 道府県スポーツ少年団  
ドイツスポーツユースゲント(dsj)

## 2. 後援

スポーツ庁(予定)

## 3. 期日・期間

[派遣]

2023年7月27日(木)～8月13日(日) / 日本着 8月14日(月) 17泊19日

日本団事前研修会: 5月20日(土)～21日(日) (オンライン / 参加必須)

日本団集合・結団式: 7月25日(火)～27日(木) 2泊3日〔都内〕 / 27日(木) 日本出発

※日本団集合日は7月26日(水)に変更となる場合がある(調整中)

[受入]

2023年7月26日(水)～8月11日(金)

[50周年式典]

2023年7月27日(木) 日本開催: 国立オリンピック記念青少年総合センター

2023年8月12日(土) ドイツ開催: レーマー(フランクフルト旧市庁舎)(予定)

## 4. 参加人数・グループ編成

[派遣] 日本団: 90名〔10グループ 87名(団員77名、引率指導者10名)、団長団3名〕

グループ	① 北海道	② 東北	③ 関東Ⅰ	④ 関東Ⅱ	⑤ 北信越	⑥ 東海	⑦ 近畿	⑧ 中国	⑨ 四国	⑩ 九州	小計	団長団	合計
団員	5	8	7	9	9	7	9	7	8	8	77	3	90
引率指導者	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10		
合計	6	9	8	10	10	8	10	8	9	9	87	3	90

[受入] ドイツ団: 90名〔12グループ 87名(団員77名、引率指導者12名)、団長団3名〕

グループ	① 北海道	② 東北Ⅰ	③ 東北Ⅱ	④ 関東Ⅰ	⑤ 関東Ⅱ	⑥ 北信越	⑦ 東海	⑧ 近畿Ⅰ	⑧ 近畿Ⅱ	⑨ 中国	⑩ 四国	⑪ 九州Ⅰ	⑫ 九州Ⅱ	小計	団長団	合計
団員	5	5	5	6	7	8	7	4	4	6	8	5	4	77	3	90
引率指導者	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10		
合計	6	6	6	7	8	9	8	5	5	7	9	6	5	87	3	90

## 5. 共通テーマ

「スポーツ×SDGs」～スポーツが拓く社会の持続可能性～

## 6. 日本団派遣

## (1) 参加資格

[団員] 以下の条件を全て満たし、道府県スポーツ少年団本部長が推薦する者

① 令和4(2022)年度にスポーツ少年団に登録しており、令和5(2023)年度も引き続き登録する者

② 1999年4月2日～2007年4月1日生まれの者(派遣年度に16歳～24歳の誕生日を迎える者)

ただし、以下に該当する場合は、上記②を満たさなくても参加可とする

- 令和2(2020)年度の第47回交流申込者として、道府県スポーツ少年団から日本スポーツ少年団に推薦されていた者
- オンラインで開催した令和3(2021)年度の第48回交流および令和4(2022)年度の第49回交流参加者

- ③ 次のいずれかに該当する者
- 1) 日本スポーツ少年団シニア・リーダー資格保有者(令和4年度認定見込者含む)
  - 2) 所定の活動単位取得者(計20単位以上)
  - 3) 道府県スポーツ少年団本部長が特別に推薦する者  
(将来、所属道府県における日独スポーツ少年団同時交流受入をはじめとする国際交流に貢献する意欲があり、積極的に少年団活動に関わることが見込まれる者)
- ※ 過去に本交流に日本団団員として参加経験のある者も可とする
- ※ 各グループについて、当該グループ構成県から人数枠を上回る団員の推薦希望があった場合、または当該グループの推薦団員数がグループ成立条件(指導者1名、団員3名以上)を満たさない場合の対応については、各道府県からの推薦状況を踏まえ日本スポーツ少年団にて決定する。なお、全体の申込状況に鑑み、団員は本人が所属するグループとは別のグループから本交流に参加する場合がある。
- ④ インターネットによる通信環境および通信端末(パソコン・タブレット推奨)を有し、オンライン形式でのグループワーク、活動等に積極的に参加する意欲のある者。
  - ⑤ 協調性があり、集団生活において規律を守ることができる者
  - ⑥ 英語またはドイツ語等を使い、積極的に現地でのコミュニケーションを図る意欲のある者
  - ⑦ 将来、スポーツ少年団指導者として活躍が期待できる者

[引率指導者] 以下の条件を全て満たし、道府県スポーツ少年団本部長が推薦する者

- ① 令和4(2022)年度にスポーツ少年団に登録しており、令和5(2023)年度も引き続き登録する者
- ② 令和5(2023)年度にスポーツ少年団に「指導者」として登録している者、または「役員」、「スタッフ」で登録しており、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格(「JSPO資格」)を保有する者(日本サッカー協会公認C級コーチライセンス以上、日本バスケットボール協会公認C級ライセンス以上の資格を保有する者、令和4年度JSPO資格養成講習会受講修了者を含む)
- ③ 日本を代表する立場の者としてふさわしい人格と行動力を有し、ドイツ滞在中の団員の心身両面のケアと成長をサポートできる者
- ④ インターネットによる通信環境および通信端末(パソコン・タブレット推奨)を有し、オンライン形式でのグループワーク、活動等に積極的に参加する意欲のある者
- ⑤ 英語またはドイツ語等を使い、積極的に現地でのコミュニケーションを図る意欲のある者
- ⑥ 原則として20歳以上、65歳以下の者(今後もスポーツ少年団で活躍できる若手が望ましい)

## (2) 新型コロナウイルス感染症対策

以下の全ての項目にご理解、ご了承いただきました上で、お申込みくださいますようお願いいたします。

- (1) 本交流は、政府の方針や日本スポーツ少年団策定の「日本スポーツ少年団各種事業等における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」(最新版)を基に、交流に必要な感染対策を十分に講じた上で開催する。
- (2) 交流実施にあたり、今後の日独両国をはじめとする各国・地域における新型コロナウイルス感染状況、日本国政府の方針(新型コロナウイルス感染症に関する水際対策措置)やドイツ出入国にかかる制限等によっては、ワクチン接種回数等に応じて、参加者に別途追加対応を求める場合がある。
- (3) また、交流期間中に新型コロナウイルスに感染した場合の重症化予防や渡航時の出入国手続きの緩和等のため、本交流に参加する日本団(団員、引率指導者)には、日本政府が認めている新型コロナウイルスワクチンを3回以上接種していることを推奨する。
- (4) 日本スポーツ少年団にて加入する海外旅行保険の適用外の内容あるいはドイツ滞在中に新型コロナウイルスに感染した場合(感染疑いの場合を含む)、現地での療養・隔離措置等による帰国の遅れや追加経費の負担が生じる可能性がある。
- (5) 新型コロナウイルス感染症に関する対応(詳細)については別紙「ドイツ渡航にかかる検疫措置等について」(令和4年12月20日時点)をご参照ください。  
※(5)について、今後内容に変更が生じた場合は参加者、推薦団体へ随時連絡する

## (3) 経費

負担金 1人25万円

- ① 海外旅行保険代、ドイツ滞在中の基本滞在費 宿泊費、食事代、施設入場料等を含む
- ② 次のものは参加負担金に含まれず、個人負担となる。
  - 1) 渡航手続き パスポート 取得等に要する経費
  - 2) 居住地から日本団集合場所(都内)まで、成田空港から居住地までの交通費
  - 3) 現地における各グループ内共通経費及び個人的諸費用

## (4) 事前研修会

- ① 日本団事前研修会(オンライン/参加必須)

[期 日] 2023年5月20日(土)～21日(日) 午前中～夕方頃を予定(調整中)

※特別な理由がある場合を除き、事前研修会不参加者の派遣は原則認めない

- ② グループ別事前研修会

日本団事前研修会終了後、共通テーマ・その他準備に関してさらに研修を積むため、各グループの引率指導者を中心にグループ別事前研修会を実施する。

## (5) 日本団集合・結団式

[期 日] 2023年7月25日(火)～27日(木)2泊3日 / 27(木)日本出発

※日本集合日は7月26日(水)に変更となる場合がある(調整中)

[集合場所] 国立オリンピック記念青少年総合センターまたはJAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE  
(調整中)

## (6) 推薦方法

別に定める推薦要領に基づき、道府県スポーツ少年団から日本スポーツ少年団に推薦する

※ 令和2(2020)年度推薦者(新型コロナウイルスの影響により開催中止)、令和3(2021)年度および令和4(2022)年度オンライン交流参加者を優先して推薦するよう配慮すること。

## (7) 推薦期限

2023年3月13日(月)必着

## (8) 海外旅行保険

日本スポーツ少年団は本交流期間中((前後の各移動日を含む)、日本団全員を被保険者とした海外旅行保険に加入する

[補償内容(予定)]

傷害死亡・後遺障害 20,000千円(2000万円)

傷害治療 3,000千円(300万円)

疾病治療 500千円(50万円)

賠償責任 5,000千円(500万円)

## (9) 参加の流れ(日本団の参加決定から日本帰国までの流れ)

～3月13日 団員・引率指導者推薦(道府県スポーツ少年団→JJSA)

～4月上旬頃 決定通知送付(JJSA→推薦道府県スポーツ少年団、参加者)

5月20日～21日 日本団事前研修会(オンライン/参加必須)

6月～7月 グループ別事前研修会

7月25日 日本団集合[国立オリンピック記念青少年総合センター(オリセン)]

※日本団集合日は7月26日に変更となる場合がある(調整中)

7月26日 全体・グループ別ミーティング、結団式(予定)

7月27日 結団式、日独同時交流50周年記念式典(オリセン)、日本出発(成田空港)

～8月14日 全体プログラム(前半)、地方プログラム、全体プログラム(後半)

ドイツ出発(8月13日フランクフルト空港→日本着:8月14日成田空港)

## 7. ドイツ団受入

### (1) 受入日程

- ① 全体プログラム(前半) [担当: 日本スポーツ少年団]  
 期間: 2023年7月26日(水)～7月28日(金) (※7月27日(木): 50周年記念式典に出席)  
 場所: 東京都
- ② 地方プログラム [担当: 受入道府県スポーツ少年団およびそのグループ内]  
 期間: 2023年7月28日(金)～8月9日(水)
- ③ 全体プログラム(後半) [担当: 日本スポーツ少年団]  
 期間: 2023年8月9日(水)～8月11日(金)  
 場所: 東京都

### (2) 地方プログラム [担当: 受入道府県スポーツ少年団およびそのグループ内]

地方プログラムの実施にあたっては、各受入グループ幹事県を中心とした委員会を設け、その計画と実行にあたる。

### (3) 経費

- ① 「全体プログラム(前半・後半)」期間中の受入経費については、日本スポーツ少年団が負担する。  
(各グループの離散・集合費含む)
- ② 「地方プログラム」期間中の受入経費については、受入道府県スポーツ少年団が負担する。なお、日本スポーツ少年団が手配する受入通訳の謝金については、各グループ幹事県より提出される通訳業務報告に基づき、日本スポーツ少年団が負担する。

## 8. 個人情報及び肖像権の取扱いについて

### (1) 日本スポーツ協会は、本交流開催にあたり、以下の目的のために個人情報を取得する。

- ・ 交流の申込み手続き及び参加資格審査
- ・ 交流運営上必要なプログラム編成及び各種資料作成
- ・ 交流運営上必要な申込手続き
- ・ 報告書の作成
- ・ 交流運営に必要な連絡

### (2) 日本スポーツ協会は、個人情報を以下のとおり共同利用する。

共同して利用される個人情報の項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加申込書に記載されている情報</li> <li>・交流中に取得した情報(交流中に撮影した写真及び映像)</li> </ul>
共同して利用する者の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>●主催・主管団体</li> <li>・公益財団法人日本スポーツ協会 日本スポーツ少年団</li> <li>・道府県体育・スポーツ協会 道府県スポーツ少年団</li> <li>・ドイツスポーツユース( dsj )、 dsj 加盟団体</li> <li>●参加者が申込手続きを行う団体</li> <li>・当該道府県スポーツ少年団</li> <li>※当該参加者が申込手続きを行う道府県スポーツ少年団以外には提供されない</li> <li>●参加者の滞在先</li> <li>・ドイツ滞在中のホームステイ先</li> </ul>
共同して利用する者の利用目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>●主催・主管団体</li> <li>・上記(1)に記載の内容</li> <li>●参加者が申込手続きを行う団体</li> <li>・交流の申込手続き及び参加資格審査</li> </ul>
個人情報の管理責任者	公益財団法人日本スポーツ協会 会長 伊藤 雅俊 東京都新宿区霞ヶ丘町 4 番 2 号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 11 階

- (3) 交流の様子は、参加申込書に記載されている情報(氏名、道府県、年齢)とともに主催者及び主管団体を通じた公開、交流関係機関・団体及び報道機関等による新聞・雑誌及び関連ホームページ等への掲載、次回交流プログラムへの掲載等で公表することがある。
- (4) 交流関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真、映像が新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ、インターネット等によって掲載されることがある。
- (5) 日本スポーツ協会は、本人またはその代理人から、保有する個人情報について、開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去の請求があった場合、法令に則って、所定の手続に従い、誠意をもって対応する。また、本人から利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、法令に則って、所定の手続に従い、遅滞なく通知する。これらの請求については、公益財団法人日本スポーツ協会ブランド戦略部(link@japan-sports.or.jp)まで連絡すること。
- (6) 日本スポーツ協会の個人情報保護方針は以下 URL から確認すること。  
<http://www.japan-sports.or.jp/privacypolicy/tabid/102/Default.aspx>